

日本史 教育史 確認問題集

全19問 / 解答・解説は後半

名前

記事「日本史 教育史の流れ | 大学・寺子屋・学制・教育基本法を横断整理」を読んだあとに解く問題集です。答えを書いてから後半の解答・解説で確かめ、間違えた問題は解説にある記事の節を読み直してください。

第1部 一問一答

問いに当てはまる語句を答えなさい。

1 律令制の大学を管轄した中央の役所はどこか。

2 平安時代、有力な氏族が一族の学生のために設け、大学の付属施設として公認された寄宿施設を何というか。

3 881年に在原行平が設け、皇族出身の氏族の子弟が寄宿した大学別曹は何か。

4 永享年間に上杉憲実が足利学校を再興した際、円覚寺から招かれて庠主となった僧はだれか。

5 手紙の形をとった初歩の教科書を総称して何というか。

6 1690年に湯島に移された聖堂の学問所で、大学頭に任じられた林羅山の孫はだれか。

7 藩士の子弟向けと庶民向けの両方があり、藩や民間の有志が設けた江戸時代の学校を何というか。

8 1724年に大坂の町人5人の出資で設けられ、1726年に幕府の公認を受けた学校は何か。

9 1879年の教育令の制定で中心となった文部大輔はだれか。

10 1890年の教育勅語の起草にあたった法制局長官はだれか。

第2部 正誤問題

次の文ア～エのうち、誤っているものを1つ選びなさい。

11 古代・中世の教育機関について。

- ア 勸学院は、藤原冬嗣が藤原氏の学生のために設けた。
- イ 綜芸種智院は、空海が大学や国学に入れない人々のために開いた。
- ウ 金沢文庫は、上杉憲実が下野国に設けた文庫である。
- エ 足利学校では、儒学や易学が教えられた。

12 江戸時代の教育について。

- ア 寛政異学の禁は、全国の学者に朱子学以外の研究を禁じたものである。
- イ 1797年、聖堂の学問所は幕府直轄の昌平坂学問所となった。
- ウ 寺子屋では、往来物を手本に読み・書き・そろばんが教えられた。
- エ 咸宜園は、広瀬淡窓が豊後日田に開いた私塾である。

13 明治時代の教育制度について。

- ア 学制は、全国を大学区・中学区・小学区に分ける計画を立てた。
- イ 教育令は、学校の運営を地方にまかせ、就学の義務をゆるめた。
- ウ 改正教育令は、アメリカの制度を手本として地方の自由を広げた。
- エ 1886年の小学校令では、尋常小学校の4年間が義務とされた。

14 大正時代から戦後の教育について。

- ア 1918年の大学令で、公立・私立の大学や単科大学が認められた。
- イ 1941年の国民学校令で、小学校は国民学校に改められた。
- ウ 1947年の学校教育法で、6・3・3・4制が採用された。
- エ 1948年の教育委員会法では、教育委員は地方公共団体の長が任命することとされた。

第3部 年代の並べ替え

次のア～エを、古いものから年代順に並べなさい。

15 古代から室町時代の教育に関するできごとを年代順に並べなさい。

- ア 空海が綜芸種智院を開いた。
- イ 大宝律令で大学と国学が定められた。
- ウ 上杉憲実が足利学校に宋の時代に刊行された書籍を寄進した。
- エ 藤原冬嗣が勸学院を設けた。

16 江戸時代の教育に関するできごとを年代順に並べなさい。

- ア 寛政異学の禁が出された。
- イ 緒方洪庵が大坂に適塾を開いた。
- ウ 林羅山が上野忍ヶ岡に家塾を開いた。
- エ 昌平坂学問所が幕府直轄となった。

17 明治時代の教育に関するできごとを年代順に並べなさい。

- ア 教育勅語が出された。
- イ 教育令が出された。
- ウ 学校令が出された。
- エ 学制が公布された。

第4部 論述問題

次の問いに答えなさい。字数は目安です。

18 1872年の学制から1880年の改正教育令までの教育政策の変化を、それぞれの法令が出された理由にふれながら150字程度で説明しなさい。

19 戦後の教育改革で、教育の理念と学校制度がどのように変わったかを、戦前と比べながら120字程度で説明しなさい。

日本史 教育史 確認問題集 解答・解説

第1部 一問一答

1 式部省

大学は都に置かれた役人の養成機関で、式部省が管轄しました。地方の国学では郡司の子弟が学びました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代

2 大学別曹

和気氏の弘文院、藤原氏の勸学院、橘氏の学館院、在原行平の奨学院が代表例です。学生は別曹に住みながら大学に通いました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代

3 奨学院

藤原氏の勸学院（821年）、橘氏の学館院と区別して覚えます。設けた氏族・人物との組み合わせが問われます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代（大学別曹の表）

4 快元

上杉憲実は1439年に宋の時代に刊行された書籍を寄進するなど、足利学校を保護しました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉～室町時代

5 往来物

室町時代の前期にできた『庭訓往来』は、江戸時代の寺子屋でも広く使われました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉～室町時代、江戸時代（2）

6 林鳳岡（信篤）

5代将軍徳川綱吉が聖堂を湯島に移しました。以後、大学頭は林家が代々受けつぎました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代（1）

7 郷学（郷校）

岡山藩主池田光政が設けた閑谷学校は、庶民の子弟も受け入れた郷学の代表例です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代（1）

8 懐徳堂

町人が出資して設けた点が特徴です。広瀬淡窓の咸宜園や緒方洪庵の適塾などの私塾とあわせて整理しましょう。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代（2）

9 田中不二麿

教育令はアメリカの制度を手本にし、学校の運営を地方にまかせたため「自由教育令」とも呼ばれました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治前期

10 井上毅

山県有朋内閣のもとで、井上毅や元田永孚が起草にあたりました。写しが全国の学校に配られ、儀式で読み上げられました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治中期

第2部 正誤問題

11 ウ

金沢文庫は北条（金沢）実時が武蔵国金沢に設けた文庫です。上杉憲実は下野国の足利学校を再興した人物です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉～室町時代、入試で狙われるポイント

12 ア

寛政異学の禁で禁じられたのは、聖堂の学問所での朱子学以外の講義です。全国の学問を禁じたわけではありません。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代（1）（2）

13 ウ

改正教育令（1880年）は、文部省や府知事・県令の監督の権限を強め、就学の義務を再び厳しくしました。アメリカの制度を手本としたのは教育令です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治前期・明治中期

14 エ

1948年の教育委員会法では、教育委員は住民の選挙で選ばれました（公選制）。任命制に改められたのは1956年です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／戦後

第3部 年代の並べ替え

15 イ→エ→ア→ウ

大宝律令（701年）→勸学院（821年）→綜芸種智院（828年）→上杉憲実の書籍寄進（1439年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

16 ウ→ア→エ→イ

林羅山の家塾（1630年）→寛政異学の禁（1790年）→昌平坂学問所の幕府直轄化（1797年）→適塾（1838年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

17 エ→イ→ウ→ア

学制（1872年）→教育令（1879年）→学校令（1886年）→教育勅語（1890年）の順です。学校令が教育勅語より先である点に注意しましょう。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）、入試で狙われるポイント

第4部 論述問題

- 18** 解答例：学制は全国を学区に分けて国民皆学をめざしたが、学校の費用や授業料が住民の負担となり、内容も生活とかけ離れていたため不満が高まった。そこで政府はアメリカの制度を参考に、運営を地方にまかせて就学の義務をゆるめた教育令を出した。しかし学校の設置や就学が後退したため、改正教育令で国と府県の監督を強めた。

採点のポイント：①学制の目標（国民皆学・学区制）と不満の理由、②教育令の特徴（地方にまかせる・アメリカの制度）、③改正教育令で統制を強めた理由、の3点が順序どおりに書けているか。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治前期、論述で使える要点

- 19** 解答例：戦前は教育勅語が忠孝の道徳を教育の柱とし、学校制度は学校令などの勅令で定められた。戦後はアメリカ教育使節団の勧告を受け、1947年に教育基本法が憲法のもとなつて教育の機会均等や9年間の義務教育を定め、学校教育法で6・3・3・4制が採用された。

採点のポイント：①戦前の教育勅語と勅令による制度、②教育基本法（機会均等・9年の義務教育）、③学校教育法と6・3・3・4制、の3点が入っているか。教育委員会の公選制までふれられるとさらによい。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／戦後